

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
目次	目次
第1章	第1章
～ (略)	～ (略)
第2章	第2章
第3章 契約	第3章 契約
第1節 第1種サービスに係る契約	第1節 第1種サービスに係る契約
第6条	第6条
～ (略)	～ (略)
第19条	第19条
第2節 第2種サービスに係る契約	第2節 第2種サービスに係る契約
第19条の2	第19条の2
～ (略)	～ (略)
第19条の15	第19条の15
第3節 <u>第3種サービスに係る契約</u>	第3節 <u>削除</u>
第19条の16 <u>契約の単位</u>	第19条の16 <u>削除</u>
第19条の17 <u>契約者回線の終端等</u>	第19条の17 <u>削除</u>
第19条の18 <u>契約申込の方法</u>	第19条の18 <u>削除</u>
第19条の19 <u>契約申込の承諾</u>	第19条の19 <u>削除</u>
第19条の20 <u>基本契約期間</u>	第19条の20 <u>削除</u>
第19条の21 <u>削除</u>	第19条の21 <u>削除</u>
第19条の22 <u>品目の変更</u>	第19条の22 <u>削除</u>
第19条の23 <u>その他の契約内容の変更</u>	第19条の23 <u>削除</u>
第19条の24 <u>第3種契約に係る利用権の譲渡</u>	第19条の24 <u>削除</u>
第19条の25 <u>当社が行う第3種契約の解除</u>	第19条の25 <u>削除</u>
第19条の26 <u>その他の提供条件</u>	第19条の26 <u>削除</u>
第4節 第4種サービスに関わる契約	第4節 第4種サービスに関わる契約
第19条の27	第19条の27
～ (略)	～ (略)
第19条の38	第19条の38
第4章	第4章
～ (略)	～ (略)
第11章	第11章
別記	別記
1	1
～ (略)	～ (略)
17	17
料金表 (略)	料金表 (略)
附則	附則
基本的な技術的事項	

新旧対照

旧	新																																				
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 10</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>10の2 第2種契約者</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>10の3 第3種契約</td><td>当社から第3種サービスの提供を受けるための契約</td></tr> <tr> <td>10の4 第3種契約者</td><td>当社と第3種契約を締結している者</td></tr> <tr> <td>10の5 ～ (略) 13</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>13の2 利用回線</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>13の3 契約者回線</td><td>(1) 第3種契約に基づいて取扱所交換設備とその取扱所交換設備のある音声利用 I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線</td></tr> <tr> <td>13の4 ～ (略) 22</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 10	(略)	10の2 第2種契約者	(略)	10の3 第3種契約	当社から第3種サービスの提供を受けるための契約	10の4 第3種契約者	当社と第3種契約を締結している者	10の5 ～ (略) 13	(略)	13の2 利用回線	(略)	13の3 契約者回線	(1) 第3種契約に基づいて取扱所交換設備とその取扱所交換設備のある音声利用 I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線	13の4 ～ (略) 22	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ～ (略) 10</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>10の2 第2種契約者</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>10の3 削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>10の4 削除</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>10の5 ～ (略) 13</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>13の2 利用回線</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>13の3 契約者回線</td><td>第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線</td></tr> <tr> <td>13の4 ～ (略) 22</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 10	(略)	10の2 第2種契約者	(略)	10の3 削除	削除	10の4 削除	削除	10の5 ～ (略) 13	(略)	13の2 利用回線	(略)	13の3 契約者回線	第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線	13の4 ～ (略) 22	(略)
用 語	用 語 の 意 味																																				
1 ～ (略) 10	(略)																																				
10の2 第2種契約者	(略)																																				
10の3 第3種契約	当社から第3種サービスの提供を受けるための契約																																				
10の4 第3種契約者	当社と第3種契約を締結している者																																				
10の5 ～ (略) 13	(略)																																				
13の2 利用回線	(略)																																				
13の3 契約者回線	(1) 第3種契約に基づいて取扱所交換設備とその取扱所交換設備のある音声利用 I P 通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線 (2) 第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線																																				
13の4 ～ (略) 22	(略)																																				
用 語	用 語 の 意 味																																				
1 ～ (略) 10	(略)																																				
10の2 第2種契約者	(略)																																				
10の3 削除	削除																																				
10の4 削除	削除																																				
10の5 ～ (略) 13	(略)																																				
13の2 利用回線	(略)																																				
13の3 契約者回線	第1種契約又は第4種契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線																																				
13の4 ～ (略) 22	(略)																																				
(音声利用 I P 通信網サービスの種類) 第4条の2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスには、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種サービス (ひかり電話ネクスト)</td><td>主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種、第3種又は第4種サービス以外のもの</td></tr> <tr> <td>第2種サービス (ひかり電話)</td><td>利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの</td></tr> <tr> <td>第3種サービス (ひかり電話ナンバーゲート)</td><td>契約者回線の終端が音声利用 I P 通信網サービス取扱所内となるもの</td></tr> <tr> <td>第4種サービス (緊急通報用電話)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 2 (略)	種 類	内 容	第1種サービス (ひかり電話ネクスト)	主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種、第3種又は第4種サービス以外のもの	第2種サービス (ひかり電話)	利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの	第3種サービス (ひかり電話ナンバーゲート)	契約者回線の終端が音声利用 I P 通信網サービス取扱所内となるもの	第4種サービス (緊急通報用電話)	(略)	(音声利用 I P 通信網サービスの種類) 第4条の2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスには、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種サービス (ひかり電話ネクスト)</td><td>主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種又は第4種サービス以外のもの</td></tr> <tr> <td>第2種サービス (ひかり電話)</td><td>利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの</td></tr> <tr> <td>第4種サービス (緊急通報用電話)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 2 (略)	種 類	内 容	第1種サービス (ひかり電話ネクスト)	主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種又は第4種サービス以外のもの	第2種サービス (ひかり電話)	利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの	第4種サービス (緊急通報用電話)	(略)																		
種 類	内 容																																				
第1種サービス (ひかり電話ネクスト)	主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種、第3種又は第4種サービス以外のもの																																				
第2種サービス (ひかり電話)	利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの																																				
第3種サービス (ひかり電話ナンバーゲート)	契約者回線の終端が音声利用 I P 通信網サービス取扱所内となるもの																																				
第4種サービス (緊急通報用電話)	(略)																																				
種 類	内 容																																				
第1種サービス (ひかり電話ネクスト)	主として契約者回線を設置して提供するものであって、第2種又は第4種サービス以外のもの																																				
第2種サービス (ひかり電話)	利用回線を使用又は接続契約者回線を接続して提供するもの																																				
第4種サービス (緊急通報用電話)	(略)																																				

新旧対照

旧	新
第3節 第3種サービスに係る契約 (契約の単位) 第19条の16 当社は、1の契約者回線ごとに1の第3種契約を締結します。この場合、 第3種契約者は、1の第3種契約につき、1人に限ります。 (契約者回線の終端等) 第19条の17 当社は、音声利用 I P 通信網サービス取扱所内において、配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、收容音声利用 I P 通信網サービス取扱所を変更することがあります。 (契約申込の方法) 第19条の18 第3種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。 (1) 收容音声利用 I P 通信網サービス取扱所 (2) 第3種サービスの品目 (3) その他契約申込の内容を特定するための事項 (契約申込の承諾) 第19条の19 当社は、第3種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種契約の申込みを承諾しないことがあります。 (1) 第3種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。 (2) 第3種契約の申込みをした者が第3種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (3) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。 (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。 (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。 (基本契約期間) 第19条の20 第3種サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより基本契約期間があります。 2 前項の基本契約期間は、音声利用 I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算して、1年間とします。 3 第3種契約者は、前項の基本契約期間内に契約の解除又は品目の変更によりその第3種契約に係る基本額に変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。 第19条の21 削除	第3節 削除 第19条の16 削除 第19条の17 削除 第19条の18 削除 第19条の19 削除 第19条の20 削除 第19条の21 削除

新旧対照

旧	新
<u>(品目の変更)</u> 第19条の22 <u>第3種契約者は、品目の変更の請求をすることができます。</u> 2 <u>当社は、前項の請求があったときは、第19条の19（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</u> <u>(その他の契約内容の変更)</u> 第19条の23 <u>第3種契約者は、第19条の18（契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。</u> 2 <u>当社は、前項の請求があったときは、第19条の19（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</u> <u>(第3種契約に係る利用権の譲渡)</u> 第19条の24 <u>第3種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</u> 2 <u>第3種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。</u> <u>ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。</u> 3 <u>当社は、前項の規定により第3種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。</u> (1) <u>第3種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第3種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</u> (2) <u>相互接続点との間の通信を伴う第3種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。</u> 4 <u>第3種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第3種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。</u> <u>(当社が行う第3種契約の解除)</u> 第19条の25 <u>当社は、第23条（利用停止）の規定により第3種サービスの利用を停止された第3種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第3種契約を解除することがあります。</u> 2 <u>当社は、第3種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第3種サービスの利用停止をしないでその第3種契約を解除することがあります。</u> 3 <u>当社は、前2項の規定により、その第3種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種契約者にそのことを通知します。</u>	第19条の22 <u>削除</u> 第19条の23 <u>削除</u> 第19条の24 <u>削除</u> 第19条の25 <u>削除</u>

新旧対照

旧	新
(その他の提供条件) 第19条の26 契約者回線番号、請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第3種契約者が行う第3種契約の解除の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。 2 前項に規定するほか、第3種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。	第19条の26 削除
(番号情報の提供) 第54条 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第1種契約、第2種契約、第3種契約及び第4種契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。 2 (略) (注1) ～ (略) (注4)	(番号情報の提供) 第54条 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第1種契約、第2種契約及び第4種契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。 2 (略) (注1) ～ (略) (注4)
別記 1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 (1) ～ (略) (5) (6) 第3種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。 (7) 第4種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。 (8) (略)	別記 1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等 (1) ～ (略) (5) (6) 削除 (7) 第4種サービスの提供区域は、当社が別に定める区域とします。 (8) (略)
3 契約者の氏名等の変更の届出 (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第18条の6（当社が行う第1種契約の解除）、第19条の14（当社が行う第2種契約の解除）、第19条の25（当社が行う第3種契約の解除）、第19条の37（当社が行う第4種契約の解除）及び第23条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。 (2) (略) (注) (略)	3 契約者の氏名等の変更の届出 (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。 ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第18条の6（当社が行う第1種契約の解除）、第19条の14（当社が行う第2種契約の解除）、第19条の37（当社が行う第4種契約の解除）及び第23条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。 (2) (略) (注) (略)

新旧対照

旧	新
4の2 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等 (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。 ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。 (2) 当社が第1種契約、<u>第3種契約</u>又は第4種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。 (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。	4の2 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等 (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。 ただし、契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。 (2) 当社が第1種契約又は第4種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。 (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
5 電話帳 (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第1種契約者、<u>第2種契約者及び第3種契約者</u>の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。 (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。 (3) 第1種契約者、<u>第2種契約者及び第3種契約者</u>は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。	5 電話帳 (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第1種契約者<u>及び</u>第2種契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。 (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。 (3) 第1種契約者<u>及び</u>第2種契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。
5の3 自営端末設備に異常がある場合等の検査 (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、<u>第3種契約者</u>に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。 (2) (略) (3) (略)	5の3 自営端末設備に異常がある場合等の検査 (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。 (2) (略) (3) (略)
10の3 情報料回収代行の承諾 第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者は、有料情報サービス（音声利用IP通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。	10の3 情報料回収代行の承諾 第1種契約者又は第2種契約者は、有料情報サービス（音声利用IP通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。）を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

新旧対照

旧

10の4 情報料回収代行に係る回収の方法

(1) 当社は、別記10の3（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その第1種契約者、第2種契約者又は第3種契約者に請求します。この場合、その利用に係る第1種サービス、第2種サービス又は第3種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 (略)

2-3 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額(月額)
(略)	(略)	(略)	(略)
着信短縮ダイヤル機能 (ひかり電話#ダイヤル)	その契約者回線へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 その契約者回線へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第1種サービス、第2種サービス及び第3種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。 3 ~ (略) 5 (注) (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

新

10の4 情報料回収代行に係る回収の方法

(1) 当社は、別記10の3（情報料回収代行の承諾）の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その第1種契約者又は第2種契約者に請求します。この場合、その利用に係る第1種サービス又は第2種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 (略)

2-3 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額(月額)
(略)	(略)	(略)	(略)
着信短縮ダイヤル機能 (ひかり電話#ダイヤル)	その契約者回線へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 その契約者回線へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第1種サービス及び第2種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。 3 ~ (略) 5 (注) (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧					新								
第2 第2種サービスに係るもの					第2 第2種サービスに係るもの								
1 適用 (略)					1 適用 (略)								
2 料金額					2 料金額								
2-1 基本額 (略)					2-1 基本額 (略)								
2-2 付加機能使用料					2-2 付加機能使用料								
区 分		単 位		料金額(月額)	区 分		単 位		料金額(月額)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
映像通信機能	この機能を利用する第2種サービスに係る利用回線（タイプ1であってメニュー1に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）と、他の第2種サービスに係る接続契約者回線等（この機能を利用しているもの又はタイプ2のものに限ります。）、 <u>第3種サービス</u> に係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話並びに映像及び符号による通信を行うことができる機能			—	—	映像通信機能	この機能を利用する第2種サービスに係る利用回線（タイプ1であってメニュー1に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）と、他の第2種サービスに係る接続契約者回線等（この機能を利用しているもの又はタイプ2のものに限ります。）、 <u>第1種サービス</u> に係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話並びに映像及び符号による通信を行うことができる機能			—	—		
	備考	1 ～ 5 (略)						備考	1 ～ 5 (略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
着信短縮ダイヤル機能 (ひかり電話#ダイヤル)	その接続契約者回線等（タイプ2に係るものに限ります。）へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能			(略)	(略)	着信短縮ダイヤル機能 (ひかり電話#ダイヤル)	その接続契約者回線等（タイプ2に係るものに限ります。）へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、着信短縮ダイヤル機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。）により行うことができるようにする機能			(略)	(略)		
				(略)	(略)					(略)	(略)		
				(略)	(略)					(略)	(略)		
備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 その契約者回線等へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第2種サービス及び第3種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。						備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 その契約者回線へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、 <u>第1種サービス及び第2種サービス</u> の契約者回線等から行う通信に限ります。					

新旧対照

旧				新			
		3 ～ 5 (注) (略)				3 ～ 5 (注) (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3 第3種サービスに係るもの
1 適用

区 分	内 容																		
(1) 第3種サービスの品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。 <table> <tr> <th>品 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>100Mb/s</td><td>100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>200Mb/s</td><td>200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>300Mb/s</td><td>300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>400Mb/s</td><td>400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>500Mb/s</td><td>500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>600Mb/s</td><td>600Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>700Mb/s</td><td>700Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr> <td>800Mb/s</td><td>800Mbit/s までの符号伝送が可能なもの</td></tr> </table> 備考 第3種サービスは、基本機能として、1チャンネルによる通信が可能です。	品 目	内 容	100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800Mbit/s までの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																		
100Mb/s	100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
200Mb/s	200Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
300Mb/s	300Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
400Mb/s	400Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
500Mb/s	500Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
600Mb/s	600Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
700Mb/s	700Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
800Mb/s	800Mbit/s までの符号伝送が可能なもの																		
(2) 基本契約期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 第3種サービスには、基本契約期間があります。 イ 第3種契約者は、基本契約期間内に契約の解除があった場合は、第32条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する基本料金（2－1に規定する基本額の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。 ウ 第3種契約者は、基本契約期間内に第3種サービスの契約者回線の品目の変更により利用料金が減少した場合は、変更前の基本料金の額から、変更後の基本料金の額を控除した額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。 エ イ又はウの場合に、契約の解除又は品目の変更と同時に第																		

第3 削除

新旧対照

旧

3種サービスの利用の開始を行うときの残額の算定は、同時に行う第3種サービスの利用の開始に係る基本料金を合算して行います。

(3) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用

ア 2-3に規定するユニバーサルサービス料及び2-4に規定する電話リレーサービス料は、次表の左欄に規定する第3種サービス又は付加機能の提供を受けている第3種契約について、それぞれ同表の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。

区 分	電気通信番号
第3種サービス	契約者回線番号
番号情報送出機能（追加番号）	追加番号
着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）	着信課金番号

イ 電話リレーサービス料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において適用します。

新

2 料金額

2-1 基本額

1 契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額
100Mb/s のもの	170,000 円(税込価格 187,000 円)
200Mb/s のもの	340,000 円(税込価格 374,000 円)
300Mb/s のもの	510,000 円(税込価格 561,000 円)
400Mb/s のもの	680,000 円(税込価格 748,000 円)
500Mb/s のもの	850,000 円(税込価格 935,000 円)
600Mb/s のもの	1,020,000 円(税込価格 1,122,000 円)
700Mb/s のもの	1,190,000 円(税込価格 1,309,000 円)
800Mb/s のもの	1,360,000 円(税込価格 1,496,000 円)

新旧対照

旧				新			
2-2 付加機能使用料							
区 分		単 位	料金額(月額)				
番号情報送出機能 (追加番号)	その契約者回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号（第3種契約者からの請求により当社がその契約者回線に付与した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。）の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出する機能	1 追加番号ごとに	100 円 (税込価格 110 円)				
	備 考	1 第3種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。 2 1の契約者回線に付与することができる追加番号の数は、99以内とします。 3 第43条（利用停止）第3項の規定によりこの機能の利用を停止した場合には、当社は、その追加番号について利用停止を解消する際に変更することがあります。 4 追加番号に関するその他の取り扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。					
発信電話番号可受信機能 (ナンバー・ディスプレイ)	基本機能	1 契約者回線ごとに	1,200 円 (税込価格 1,320 円)				
	追加機能 (ナンバー・リクエスト)	1 契約者回線ごとに	600 円 (税込価格 660 円)				
	備 考	この機能を利用する契約者回線へ発信電話番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電話番号非通知の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電話番号等を通知しない通信に限ります。）に対して、その発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能 当社は、発信電話番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。					

新旧対照

旧				新			
迷惑電話おこ わり機能	迷惑電話を防止したい旨の申出があった第3種契約者のために、登録応答装置（その第3種契約の契約者が指定した契約者回線番号等（当社が別に定めるものに限ります。）に登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておこわりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能			1 登録応答装置ごとに	200 円 （税込価格 220 円）		
	備考	1 この機能には、次の区分があります。 ア 個別着信応答（1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの） イ 共同着信応答（複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの） 2 第3種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。 3 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号（以下「登録可能番号数」といいます。）は、30以内とします。 4 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。 5 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。 7 当社は、この機能を利用している第3種契約について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おこわり機能を廃止します。 8 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておこわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。					
同時通信機能 （複数チャネル）	1の契約者回線において同時に通信できるチャネルの数を追加することができる機能			追加する1チャネルごとに	400 円 （税込価格 440 円）		
	備考	1の契約者回線に付与することができるチャネルの数は、199以内とします。					

新旧対照

旧				新			
着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド）	基本機能	フリーアクセス通信に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第3種契約者とし、その契約者回線番号に係る第3種契約者に課金する機能		基本額（1着信課金番号ごとに）	1,000 円 (税込価格 1,100 円)		
	追加機能	発信地域振分機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号（同一の契約者回線に係るものに限ります。）に着信させる機能	加算額（1着信課金番号ごとに）	350 円 (税込価格 385 円)		
		話中時迂回機能	この機能を利用する契約者回線番号中時又は追加番号（以下この表において「迂回元回線番号」といいます。）がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信を、第3種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号（同一の契約者回線に係るものに限ります。）に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごとに）	800 円 (税込価格 880 円)		
		振分接続機能	1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ（第3種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号（着信課金機能を利用しているものであって、同一の契約者回線に係るものに限ります。）からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。）を構成する着信先ごとに、第3種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能	加算額（1着信課金番号につき1の振分グループごとに）	700 円 (税込価格 770 円)		

新旧対照

旧				新			
		時間外案内機能	第3種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能及び受付先変更機能（第3種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号（以下この表において「受付先変更元番号」といいます。）へのフリーアクセス通信を、第3種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号（同一の契約者回線に係るものに限ります。）に着信させる機能）を利用することができる機能	加算額（1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに）	650 円 （税込価格 715 円）		
備考	1	当社は、1 契約者回線番号又は1 追加番号ごとに 1 の着信課金番号を付与します。 ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1 の着信課金番号を付与します。 2 着信課金番号を付与された第3種契約者は、1 の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。 3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信（おおむね3 kHz の帯域による通話に限ります。）、移動体通信又は公衆通信に限ります。 4 当社は、第3種契約者から請求があったときは、移動体通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。 5 第3種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。 6 1 の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。 7 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限ります。 8 時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。 9 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号					

新旧対照

旧				新	
		の場合に準ずるものとします。 <u>(注) 8に規定する当社が別に定める時間は、1分とします。</u>			
着信短縮ダイヤル機能 (ひかり電話#ダイヤル)	その契約者回線へ着信する通信を、着信短縮ダイヤル番号により行うことができるようにする機能	ブロック型（1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を当社が別に定める地域のいずれか1の地域内に限定するもの）	1地域につき1着信短縮ダイヤル番号ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)	
		東日本全域型（1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する地域を限定しないもの）	1着信短縮ダイヤル番号ごとに	15,000円 (税込価格 16,500円)	
備考	1 着信短縮ダイヤル番号は、記号を含め5桁の数字からなるものとします。 2 その契約者回線等へ着信短縮ダイヤル番号により行う通信は、第2種サービス及び第3種サービスの契約者回線等から行う通信に限ります。 3 第3種契約者は、1の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その通信の発信を許容する区域（ブロック型の着信短縮ダイヤル機能の場合はその地域内の区域に限ります。）を当社が別に定めるところにより指定することができるものとし、その区域ごとに、1の着信短縮ダイヤル番号により接続される契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）を指定していただきます。 4 当社は、その請求の承諾後、第3種契約者が当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。 5 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。 <u>(注) 5に規定する当社が別に定める期間は、2か月間とします。</u>				
特定番号通知機能	この機能を利用する契約者回線（着信課金機能の提供を受けているものに限ります。）から行う通信について、その契約者回線の契約者回線番号又は追加番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能	1契約者回線番号又は1追加番号ごとに		100円 (税込価格 110円)	

新旧対照

旧			新
2-3 ユニバーサルサービス料			
月額			
区 分	単 位	料 金 額	
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに	2円 (税込価格 2.2 円)	
2-4 電話リレーサービス料			
月額			
区 分	単 位	料 金 額	
電話リレーサービス料	1 電気通信番号ごとに	1円 (税込価格 1.1 円)	
備考 電話リレーサービス料については、料金表第1表第1類(基本料金)第3(第3種サービスに係るもの)1(適用)(3)(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の適用)イに定める期間において適用します。			

新旧対照

旧

新

第2類 通信料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)から(4)以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
一般通信	ア～ケ (略)	(略)	(略)
備考			
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。			
2 イからケに規定する通信については、第1種サービスに係る契約者回線、第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等、 <u>第3種サービスに係る契約者回線</u> 又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。			

(2)

～ (略)

(4)

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～ (略)	(略)
(12)	
(13) 削除	
(14) 削除	
(15) 削除	
(16) 削除	

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

2-1-1 タイプ1に係るもの (略)

2-1-2 タイプ2に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

第2類 通信料金

第1 第1種サービスに係るもの

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)から(4)以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
一般通信	ア～ケ (略)	(略)	(略)
備考			
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。			
2 イからケに規定する通信については、第1種サービスに係る契約者回線、第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。			

(2)

～ (略)

(4)

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1)～ (略)	(略)
(12)	

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

2-1-1 タイプ1に係るもの (略)

2-1-2 タイプ2に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

新旧対照

旧				新										
料 金 種 別			単 位	料 金 額			料 金 種 別			単 位	料 金 額			
県内通信及び県間通信	ア ～ ケ	(略)	(略)		県内通信及び県間通信	ア ～ ケ	(略)	(略)		県内通信及び県間通信	ア ～ ケ	(略)	(略)	
備考					備考					備考				
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。					1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。					1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。				
2 <u>イからケに規定する通信については、当社の第1種サービスに係る契約者回線、第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等、第3種サービスに係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</u>					2 <u>イからケに規定する通信については、第1種サービスに係る契約者回線、第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</u>					2 <u>イからケに規定する通信については、第1種サービスに係る契約者回線、第2種サービスのタイプ2に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第2種サービスに係る接続契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。</u>				
(2) (略)					(2) (略)					(2) (略)				
(3) (略)					(3) (略)					(3) (略)				

第3 第3種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
国内通信の種類等	国内通信の種類、県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用、通信時間の測定、中継事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い、付加機能等を利用した通信料金の適用、国際通信に係る着信先の地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い、国内通信に関する料金の減免の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
県内通信及び県間通信	ア その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円 (税込価格 8.8円)
	イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャンネルにおける同時通信数が1のもの	3分までごとに	8円 (税込価格 8.8円)

第3 削除

新旧対照

旧			新
ウ	その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s までのもの	30 秒まで ごとに	1 円 (税込価格 1.1 円)
エ	その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 64kbit/s を超えて 512kbit/s までのもの	30 秒まで ごとに	1.5 円 (税込価格 1.65 円)
オ	その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 512kbit/s を超えて 1Mbit/s までのもの	30 秒まで ごとに	2 円 (税込価格 2.2 円)
カ	その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 1Mbit/s を超えて 2.6Mbit/s までのもの	3 分まで ごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
キ	その通信に係る通信種別が符号のみによるものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s を超えるもの	3 分まで ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
ク	ア～キ以外のものであって、伝送速度が 2.6Mbit/s までのもの	3 分まで ごとに	15 円 (税込価格 16.5 円)
ケ	ア～キ以外のものであって、伝送速度が 30Mbit/s までのもの	3 分まで ごとに	100 円 (税込価格 110 円)
コ	ア～キ以外のものであって、伝送速度が 30Mbit/s を超えるもの	3 分まで ごとに	500 円 (税込価格 550 円)
備考			
1 符号のみによる通信は、当社が別に定めるものとします。			
2 イからコに規定する通信については、当社の第 1 種サービスに係る契約者回線、第 2 種サービスのタイプ 2 に係る接続契約者回線等、映像通信機能を利用している第 2 種サービスに係る利用回線、第 3 種サービスに係る契約者回線又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間に限り行うことができます。			
(2) 移動体通信、I P 電話通信及び公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの 第 1 種サービスに係るものに準ずるものとします。			
2-2 国際通信に係るもの 通信料金別表 1（国際通信に関する料金）に定めるところによります。			

新旧対照

旧		新	
第3類 手続きに関する料金 1 適用		第3類 手続きに関する料金 1 適用	
(1) 手続きに関する料金の適用	内 容		
	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
	種 別	内 容	
	契約料	第1種契約（メニュー3に係るものを除きます。）、第3種契約又は第4種契約（メニュー1－2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	
(1)の2 ～ （略） (3)	譲渡承認手数料	(略)	
	事業者変更手数料	(略)	
2 料金額 （略）		2 料金額 （略）	
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用			
(1) ～ （略） (7)の2	内 容		
	(略)		
(8) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。		
	ア ～ （略） ウ 第1種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能及び番号情報送出機能を除きます。）、第2種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送出機能を除きます。）又は第3種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能及び番号情報送出機能を除きます。）の利用の開始に係る工事であって、第1種サービス、第2種サービス又は第3種サービスの利用の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）、契約者回線の移転又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合		

第3類 手続きに関する料金 1 適用		第3類 手続きに関する料金 1 適用	
(1) 手続きに関する料金の適用	内 容		
	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		
	種 別	内 容	
	契約料	第1種契約（メニュー3に係るものを除きます。）又は第4種契約（メニュー1－2に係るものを除きます。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	
(1)の2 ～ （略） (3)	譲渡承認手数料	(略)	
	事業者変更手数料	(略)	
2 料金額 （略）		2 料金額 （略）	
第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用			
(1) ～ （略） (7)の2	内 容		
	(略)		
(8) 工事費の適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。		
	ア ～ （略） ウ 第1種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能及び番号情報送出機能を除きます。）又は第2種サービスに係る付加機能（着信課金機能、特定番号通知機能並びにメニュー2及びメニュー3に係る番号情報送出機能を除きます。）の利用の開始に係る工事であって、第1種サービス又は第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更（イの場合を除きます。）、契約者回線の移転又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合		

新旧対照

旧		新	
	オ ～ ソ (略)		オ ～ ソ (略)
(9) 工事費の減額適用	(略)	(9) 工事費の減額適用	(略)

2 工事費の額

2-1 第1種サービス、第3種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加若しくは変更、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費	ア イからキ以外の工事の場合	(略)	(略)
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(第1種サービス、第2種サービス又は3種サービスに係るものであってアの工事と同時に施工する場合を除きます。)	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700 円 (税込価格 770 円)
	ウ 契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事	(ア) 第1種サービスに係るもの(基本機能の態様による区別の変更に関する工事を除きます。)	(略)
		(イ) 第3種サービスに係るもの	1 契約者回線ごとに 9,000 円 (税込価格 9,900 円)
		(ウ) 第4種サービスに係るもの	(略)
エ (略)	(略)	(略)	(略)

2 工事費の額

2-1 第1種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加若しくは変更、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	(ア) (略)	(略)	(略)
	(イ) (略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費	ア イからキ以外の工事の場合	(略)	(略)
	イ 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(第1種サービス又は第2種サービスに係るものであってアの工事と同時に施工する場合を除きます。)	1 契約者回線番号又は1追加番号ごとに	700 円 (税込価格 770 円)
	ウ 契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事	(ア) 第1種サービスに係るもの(基本機能の態様による区別の変更に関する工事を除きます。)	(略)
		(イ) 削除	
		(ウ) 第4種サービスに係るもの	(略)
エ (略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧				新			
オ 第3種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合	(ア) 番号情報送出機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1 追加番号ごとに	700 円 (税込価格 770 円)	オ 削除			
	(イ) 発信電話番号受信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線ごとに				
		発信電話番号通知要請機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線ごとに				
	(ウ) 迷惑電話おことわり機能の利用の開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき	1 登録応答装置ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)				
	(エ) 同時通信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき	1 契約者回線ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)				
	(オ) 着信課金機能に関する工事のとき	基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信課金番号ごとに				
		追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信課金番号につき1の追加機能ごとに				
	(カ) 着信短縮ダイヤル機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 着信短縮ダイヤル番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)				
	(キ) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき	1 契約者回線番号ごと又は1 追加番号ごとに	1,000 円 (税込価格 1,100 円)				
力 (略)	(略)	(略)	(略)	力 (略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照

旧			新		
(3) ～ (略) (7)			(3) ～ (略) (7)		
2-2 利用の一時中断に関する工事 (略)			2-2 利用の一時中断に関する工事 (略)		
附 則 (平成24年6月27日東経企管第12-57号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成24年6月28日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている第2種契約又は第3種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第2種契約又は第3種契約とみなして取り扱います。			附 則 (平成24年6月27日東経企管第12-57号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成24年6月28日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第2種契約とみなして取り扱います。		
着信課金機能		音声通信着信課金機能	着信課金機能		音声通信着信課金機能
3 ～ (略) 5			3 ～ (略) 5		
附 則 (平成27年2月5日東経企管第14-175号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成27年2月6日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている第2種契約又は第3種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第2種契約又は第3種契約とみなして取り扱います。			附 則 (平成27年2月5日東経企管第14-175号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成27年2月6日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている第2種契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている第2種契約とみなして取り扱います。		
音声通信着信課金機能		着信課金機能	音声通信着信課金機能		着信課金機能
3 削除			3 削除		
4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。			4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。		
基本的な技術的事項					
品目及び細目	インタフ ェース種 別	物理的条件	電氣的／光学的条件		
			送出電圧等／ 光出力	その他	
100Mb/s、200Mb/s、 300Mb/s、400Mb/s、 500Mb/s、600Mb/s、 700Mb/s 及び 800Mb/s のもの	1000BASE- LX	SC コネクタ (IEC 標準 60874- 14 準拠)	-3dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-200 5 準拠	

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 6 年 9 月 30 日東経営第 000200000399 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している第 3 種サービス（ひかり電話ナンバーゲート）を終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。